

# 1 章 執行機関

## 1 節 役場

### 1 歴代村長・副村長

- ・平成 18 年の地方自治法改正により助役が副村長へ。
- ・表<歴代村長・副村長(開村当初から)>

#### 【昭和 22 年 10 月～】

田島 豊次郎 氏／1期／推薦による

群馬県出身。北海道の拓殖医として勤務後に村内で個人病院を開業し、村民に親しまれた。明るく住みよい村づくりのため住民の結束を呼びかけ、条例制定など村の基礎を作った。

#### 【昭和 24 年 7 月～】

榎本 一雄 氏／2期／推薦による

十勝支庁で中札内分村に関するの担当を務め、後に十勝支庁次長を務めた。食糧不足対策、診療所の開設、全村電化、昭和の大合併問題などに取り組んだ。

#### 【昭和 32 年 7 月～】

太田 一良 氏／6期／初の公選による

村中戸蔭に生まれ、民生委員、村議会議員、農協専務理事などを経て、村長に就任。農業の近代化、宅地分譲、中札内高等養護学校の誘致、静内・中札内線の建設促進などに取り組んだ。昭和 59 年に名誉村民に選ばれる。昭和 60 年に勲四等瑞宝章を受章。

#### 【昭和 56 年 6 月】

渡部 春治 氏／2期

宮城県生まれ、新札内で農業を営む。農民同盟副委員長、教育委員会副委員長、農協専務理事を務め、昭和 46 年には村議会議員に。行政改革を設置し、健全財政化目標を達成した。広域水道企業団への参加や札内川ダムの着工など、長年の課題解決に努めた。

#### 【平成元年 6 月～】

小田中 刻夷 氏／3期

前助役。人材育成を重視した施策(情報宅配便、地域担当制など)を実施。中央公園やアグリパーク(道の駅)、メインストリートの整備、六花亭や農村休暇村の誘致、恵津美ハイツや文化創造センターの設置など、村に潤いを与える施策を展開した。平成 15 年には村議会議員に。

【和田 民次郎 氏】

平成 13 年 6 月～／1期

前助役。川越市と友好都市盟約を締結、道の駅のリニューアル、BSE や鳥インフルエンザ拡大への対応等に取り組んだ。町村合併問題については長期にわたって協議、検討を行った。

【田村 光義 氏】

平成 17 年 6 月～／3 期

前助役。まちづくり条例による村と村民の協働のまちづくり、自律の推進。少子化対策として子育て支援策(小・中学生の医療費無料化、保育料の負担軽減)や定住化政策(各種補助金、分譲地の造成)に力を入れた。交流の杜オープン、きらきら保育園開所など。

【森田 匡彦 氏】

平成 29 年 6 月～／2期

久しぶりの民間出身の村長。日本で最も美しく、健康で、文化的な村」実現に向けた取組。(美しい村連合、七色献立プロジェクト、音まちプロジェクト)、新庁舎やキッチンスタジオの建設、ふるさと納税の推進、SNS などを活用した情報発信の強化などに取り組んだ。

【川尻 年和 氏】

令和 7 年 6 月～／現職

前施設課長。村民との対話を重視した政策、健全な行財政運営などを掲げて当選。

## 2 行政機構

【機構の変遷】

- ・平成 11 年度から車両課を廃止して7課を6課に。各課の名称を総務財政、税務管財、政策調整、保健福祉、経済振興、施設管理に変更。その他、議会事務局と農業委員会を従来の二係から一係へ、二課だった教育委員会を一本化。
- ・平成 17 年度から総務、住民、地域の3課による大課制、グループ制を導入し、効率的で柔軟な体制に。

- ・平成 20 年度からまちづくり推進室を廃止。
- ・平成 22 年度から3課を5課に。出納室は廃止し、会計管理者は住民課長が兼務。  
現住民課にある福祉、保健、保育は新設の福祉課に移し、地域課は産業、施設の2課に。
- ・図<機構図> 平成 9 年、平成 19 年、平成 29 年、令和 9 年の機構図

### 【職員定数】

- ・中札内村職員定数条例によって定められている。(昭和 46 年条例第 13 号)
- ・昭和 46 年の条例公布時には●名。
- ・近年の動き  
令和 2 年 監査委員、選挙管理委員会の事務部局の項目を削除  
村長部局の定員 70 人⇒75 人、教委部局の定員 15 人⇒12 人  
令和 7 年 村長部局 75 人⇒79 人 休職者、派遣職員、育児休業者などは定数外に
- ・表<職員定数の推移(昭和 46 年～令和 7 年)>

### 3 役場庁舎

- ・昭和 23 年に元西札内小学校を移転。場所は札内西 1 線 231 番地(当時)。
- ・昭和 33 年に庁舎内部を大改築。
- ・昭和 43 年 9 月に2代目庁舎完成。本工事費 4550 万円。新庁舎は農協事務所との合同庁舎にする案 もあったが、管理や負担区分の問題などから単独庁舎となった。
- ・令和 3 年 3 月に3代目庁舎完成。建設事業費は14億9830万円。平屋建て、木のぬくもりを感じる内装。地中熱を利用した冷暖房設備。
- ・図<3代目庁舎 平面図と立面図>

## 2 節 行政の効率化

### 1 行政改革

#### 【第 1 次行政改革大綱】 昭和 61 年度策定

使用料などの自動振込制度の導入、簡易水道料金の改正、浄水場管理の委託、住民基本台帳・税・会計事務などの OA 化(Office Automation の略で、デジタル技術を使ってオフィスの事務作業を自動化・効率化すること)、民間企業からの中途職員の採用などを盛り込んだ。

【第 2 次行政改革大綱】平成 8 年度策定 ※実施計画は平成 11～13 年度

バブル崩壊にともなう株価低迷や金融不安により厳しい財政運営に。

許認可手続の簡素化、公用車の一元管理、ごみ有料化の検討、スクールバスの民間委託、広域行政の検討、財務会計システムの導入、インターネット技術の利活用などを盛り込んだ。

【第 3 次行政改革大綱】平成 14 年度策定

平成 12 年施行の地方分権一括法による地方分権の流れを受けて、国庫補助負担金や地方交付税の縮減、市町村への権限移譲などの課題解決のため実施。

公共施設の有料化、55 歳での昇給停止、広告収入の検討、道路維持・除雪の一括委託、投票所の統合、ペーパーレス化の推進、土地開発公社の解散などを盛り込んだ。

【第 4 次行政改革大綱】平成 25 年度策定

合併協議の末に自律の道を選択後、平成 17 年度の「集中改革プラン」、平成 18 年度の「自律推進プラン」を経て実施。

政策評価と連動した予算編成システムの確立、ふるさと納税の PR 推進、ネットオークションサイトの活用、人事評価制度の拡充、LED 化などによる省エネ推進、児童公園の見直しなどを盛り込んだ。

【第 5 次行政改革大綱】令和 7 年度策定

村の基金取り崩しが年々増加していることや今後も水道管入替や公共施設の改修など大規模な事業が控えていることから、健全な財政運営を目指して実施。

●後日 最新情報を追記

### 2 業務の電子化とシステム化

- ・昭和 63 年に OA 化検討委員会を組織し、機器を導入していく年次計画を作成。
- ・平成 3 年度から段階的に住民登録、税、使用料、健康管理、財務会計などをシステム化。電算室の設置、コンピュータ 1 台と端末 8 台の導入を予定。総事業費 7 千万円を見込む。
- ・平成 14 年度に庁舎と老人保健福祉センターを無線 LAN で接続。
- ・平成 15 年度 LGWAN 回線により国や全国の自治体とネットワークがつながる。
- ・平成 28 年度セキュリティ強化のため、個人情報扱う領域とインターネットを分離。
- ・令和 2 年度に芽室、上士幌、中札内の 3 町村で自治体クラウドを開始。
- ・令和 7 年度には国の主導する自治体情報システム標準化を実施。

### 3 マイナンバー制度

- ・社会保障、税、災害対策の分野において効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。
- ・課税証明書などの添付書類の削減、情報の照合にかかる時間の短縮などのメリット。
- ・平成 27 年度からマイナンバーの通知、平成 28 年からマイナンバーカードの交付開始。
- ・健康保険証の利用、マイナポイント付与、マイナポータルでのオンライン申請について。
- ・図<中札内村のマイナンバーカード交付枚数の推移>

## 3 節 村の情報発信・情報共有

### 1 広報なかさつない

- ・昭和 31 年 5 月に創刊。現在は総務課職員が記事を作成し、毎月発行している。
- ・写真<広報なかさつないの表紙や内容>
- ・特集記事、村からのお知らせや募集、カメラルポなど村民に身近な内容を掲載。毎年1月号は新春座談会を実施して、前年の振り返りと新年の抱負を語る内容に。
- ・行政区ごとに配布し、それぞれの班長が各家庭にポストイン。ホームページにも公開。
- ・令和 6 年 12 月実施のまちづくりアンケートで「利用する情報提供媒体とその利用頻度」で最も多いのは広報誌。「よく利用する」が 54.5%。

### 2 デジタルの活用

#### 【ホームページ】

- ・平成 10 年度に村公式ホームページを開設。中西千尋さんの絵がトップページを飾る。村の概要、観光情報、日高山脈や清流日本一の札内川、分譲地や移住の情報などを掲載。
- ・平成 19 年度にリニューアル。携帯電話用ウェブサイトを新設。従来は総務課が各課から情報収集して作成していたが、各課で直接入力しスピーディーに公開できるようにした。
- ・平成 25 年度にリニューアル。観光・定住情報の充実、スマートフォンへの適用、バナー広告の導入などを行った。
- ・令和2年にリニューアル。ページ構成の修正や検索窓の設置など、シンプルで見やすいデザインに。庁舎にサーバーを置かずインターネット上で利用できるクラウドサービスに変更。

### 【メール配信】

- ・平成 20 年 3 月にメール配信を開始。会員登録すると、行政情報・防災情報・お悔やみ情報をメールを受け取れる。情報無線と LINE と連動。
- ・令和 9 年度末時点で登録者数は●人。

### 【SNS】

- ・コロナワクチン予約システムの導入をきっかけに、令和 3 年 7 月に公式 LINE を開設。
- ・子育てや防災の情報発信、施設損傷通報システムなど機能を拡充。
- ・令和 6 年度末には登録者数が村民の約 6 割となる 2300 人を超えた。
- ・令和 3 年 10 月には Facebook、Instagram、twitter(現 X)を開始。

### 3 まちづくりトーク・村長茶話会

- ・まちづくりトークは平成●年度に村おこし懇談会として開始。地域の課題について村民と役場が意見を交わす場。平成 28 年度からはより親しみやすい名称「まちづくりトーク」に変更。行政区からの申込を常時受け付けている。
- ・村長茶話会は、任意のグループと村長が村政に関する話し合いをする場。

## 4 節 各種委員会

### 1 監査委員

- ・地方自治法第 195 条第 2 項及び第 202 条、昭和 39 年の監査委員条例に基づいて設置。
- ・本村の定数は 2 名で人格が高潔で優れた見識を持つ者 1 名と議員 1 名で構成。
- ・村の財務事務や事業管理が適切・効率的に行われているかをチェックする役割。
- ・表<歴代監査委員>

### 2 公平委員会

- ・地方公務員法第 7 条第 3 項、昭和 26 年の公平委員会設置条例に基づいて設置。
- ・職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に置かれている機関。
- ・職員の給与、勤務時間などの勤務条件、職員からの不利益処分の審査請求や苦情相談などへの対処などを行う。
- ・表<歴代公平委員>

### 3 情報公開・個人情報保護審査会

- ・個人情報保護法条例、情報公開条例に基づいて設置。令和 5 年には法改正によって条例改正が行われた。
- ・情報公開や個人情報の取扱いなどが適正に実施されているかを審議する。
- ・表<歴代情報公開・個人情報保護審査会委員>

## 5 節 財政

### 1 財政規模の推移

- ・図<決算額(歳出)の推移グラフ>
- ・平成以降の村単年度収支(当該年度のみ)の収支差額を比較。変動の主な要因を記載。
- ・表<大規模な事業名と支出額>
- ・村の財政状況を知る指標である「経常収支比率(人件費など経常的な経費の比率)」と「財政力指数(税金等の自主的な収入の割合)」について説明。

### 2 村債

- ・地方債とは地方公共団体が 1 会計年度を超えて行う、必要な資金の借入れのこと。
- ・主な地方債(臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債、辺地対策債)の概要とその利用状況。
- ・過疎対策事業債は平成 2 年 3 月に適用除外になったことを記載。

### 3 基金

- ・基金とは特定の目的のために資金を積み立て、財産の維持や事業費の財源などに充てるために準備する貯金のようなもの。
- ・表<基金の状況>

### 4 特別会計・公営企業会計

- ・特別会計とは、特定の事業を行うために一般会計とは別に設置している会計。
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の概要説明。
- ・簡易水道事業、公共下水道事業は令和 4 年から公営企業会計に。民間企業の会計基準にすることで経営基盤の強化、財政マネジメント、経営の自由度の向上などのメリットあり。

## 5 村税の状況

- ・普通税(村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税)の概要を説明。
- ・図<村税の収入状況推移グラフ>

# 2 章 まちづくり

## 1 節 計画・戦略

### 1 まちづくり計画

- ・本村の最上位計画。この計画に沿って予算化し、事業を実施する。
- ・昭和 39 年に「総合計画」策定開始。その後 10 年おきに第5期まで策定。
- ・第 6 期からは村長の任期にあわせて8年に変更。「まちづくり計画」に名称を変更。
- ・最新は第 7 期で、「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」。
- ・表<第7期中札内村まちづくり計画の基本目標・方向性・政策>

### 2 デジタル田園都市国家構想総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- ・平成 26 年のまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版の総合戦略を規定。
- ・「東京一極集中」是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域の特性に即した地域課題解決などにより、地方創生を目指すもの。
- ・令和 7 年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」から「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更。デジタル技術を活用した内容に。
- ・総合戦略をもとに地域再生計画を作成し、企業版ふるさと納税を募集。

## 2 節 地域振興

### 1 景観まちづくり

- ・昭和 50 年の花いっぱい運動から始まり、イメージアップ推進委員会の活動、景観条例の制定、農村景観ガイドプランやなかさつないルールの作成などの活動を実施してきた。
- ・平成 25 年景観まちづくり委員会の発足。活動概要。
- ・平成 28 年「日本で最も美しい村」連合に加盟。
- ・令和 9 年度から景観行政団体へ移行し、村の景観計画に基づいて事務を実施。

### 2 男女共同参画

- ・性別に関係なくまちづくりに参加し、ともに活躍できる村を目指して、平成 23 年度に「中札内村男女共同参画推進計画」を策定。
- ・計画を推進するために男女共同参画推進委員会を設置。
- ・これまでの取組(標語や作文の募集、懇談会、講演会、絵本の読み聞かせなど)

### 3 ふるさとづくり事業

- ・平成元年に設置された「中札内村ふるさと活性化基金」を活用した事業として、平成 2 年に「中札内村ふるさとづくり事業」開始。
- ・当初は、むらおこし、イベント、講習会、地域間交流、特産品の開発、物産の生産・加工、福祉サービス、健康づくりなど他分野を対象とした。補助率は 1/2。
- ・ふるさとづくり人材育成事業として国内外の研修費用も助成。(現在は廃止)
- ・イメージアップ推進事業や植栽、ファームサイン制作、自主防災組織の推進等のメニューが追加・削除されていったが、令和 2 年からは「ふるさとづくり」と「美しいふるさとづくり」の 2 つのメニューに。
- ・平成 26 年から実施されていた「中札内村まつり振興事業」が令和 4 年度から統合。同時にふるさとづくりのメニューでは補助率を 1/2 から 4/5 へ増やした。
- ・表<過去のふるさとづくり事業から特徴的な事業を抜粋>

### 4 田園空間博物館整備事業

- ・平成 10 年度に開始した農林水産省の事業。農村の自然景観や建物、住民生活そのものまでを地域資源とし、地域全体が博物館であるという思想に基づく取組。
- ・事業例としては伝統的農業施設の復元、農村景観の保全事業、総合案内所の整備など。
- ・平成 11 年に中札内村、帯広市、芽室町の 3 市町村が「とがち大平原地区」に指定。
- ・同年 9 月に「田園空間博物館整備事業」の計画立案をするワーキング委員会設立。
- ・総合案内所 中札内村の「豆資料館」、帯広市の「とがち大平原交流センター」、芽室町の「ふるさと歴史館ねんりん」
- ・中札内村のサテライト一覧  
旧杉村農場サイロ、とがちリュウタン湖(札内川ダム湖)、南常盤白樺防風林 他
- ・東京都内の小学生を受け入れる「とがち大平原農業体験塾」、田園空間博物館ミステリーバスツアーの実施
- ・事業内容や地域情報を紹介する情報紙「田空通信」の発行

- ・地元住民と観光客らが双方から地域情報を発信する「情報発信システム」立ち上げ

### 5 地域おこし協力隊

#### 【地域おこし協力隊】

- ・平成 21 年に開始。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- ・活動期間は概ね 1 年以上 3 年以下で、活動分野は農業、観光、地域コミュニティ活動など多岐にわたる。
- ・隊員の募集や活動の経費は交付税措置。
- ・村では平成 23 年に花のまちづくり推進員を採用し、その後も観光振興推進員やALT(外国語指導助手)、日高山脈専門員などとして採用。
- ・表<地域おこし協力隊の採用・勤務状況>

#### 【地域おこし協力隊インターン】

- ・令和 4 年度から7年度まで地域おこし協力隊インターンの受け入れを実施。
- ・任期は2週間以上6カ月以下で、本人の面談を通じて業務内容を決定。民間施設での勤務も可能とした。
- ・令和 4 年度から7年度まで計19名(うち大学生 17 名)が村での生活を体験した。

## 3 節 行政区

### 1 行政区の状況

- ・昭和 42 年に中札内村行政区設置規則を制定。昭和 43 年 3 月末時点で 26 行政区。  
(興和・共栄・新生・元大正・協和・興農・中札内一～六・栄・常盤・南常盤・元札内・上札内・中戸蔦・西戸蔦・東戸蔦第一・東戸蔦第二・新札内・新札内南・西札内・南札内・元更別)
- ・昭和 52 年に泉(四区から分区)、昭和 60 年にひばりヶ丘(六区から分区)、平成6年にめぐみ(南一区から分区)、平成 22 年にときわ野(常盤区から分区)が追加。
- ・行政区の人口格差が広がり、平成 12 年には再編について協議。興農区の分化、5区と3区の統合、南一区とめぐみ区の統合、興和区と共栄区の統合について村と行政区で意見交換を行った。
- ・図<中札内村行政区の地図>
- ・表<中札内村行政区の人口推移(平成元年から 10 年おき)>

### 2 行政区活動

- ・行政区ごとに区長以下役員を決定し、運営を行う。
- ・行政区会館の運営や管理、地域の交流事業、清掃活動などを実施。役場職員に地域担当制として参加要請することもある。
- ・村が行政区長会議を毎年開催し、情報共有や意見交換を実施。

### 3 交付金

- ・1行政区あたり4万円の基本額に世帯数割、施設割を追加した額。
- ・独自の事業(ゴミ拾い、花壇整備、防災訓練、研修会、高齢者などへの福祉活動、記念誌作成など)に対して行政区特別活動交付金を交付。
- ・表<行政区特別活動交付金の実績(令和8年度)>

## 4 節 ふるさと納税

### 1 ふるさと中札内応援寄附金

- ・平成20年に国が制度開始。制度概要について記載。(目的や寄附金控除など)
- ・平成20年からふるさと中札内村応援寄附金として受付開始。
- ・平成26年度からお礼の品の贈呈を開始。当初は中札内村粋匠品のみ限定、1人につき年に1回のみなどの制限があったが、その後改正。
- ・平成27年にワンストップ特例制度開始。一部の方は確定申告不要に。
- ・令和元年から返礼割合を3割以下、地場産品に限るなどの法改正あり。

### 2 寄附額増加への取組

- ・平成28年度にふるさとチョイス、平成30年度には楽天やさると大手サイトへ登録。その後も徐々に登録サイトを追加し、●年度現在●サイト。
- ・お礼の品の種類追加、写真や名称変更、寄附金の使い道の具体化。
- ・令和元年度に豚肉の返礼品が大人気となり、寄附額が7億を超える。その他アイスやチーズ、スイーツなども人気。
- ・法改正による寄附額の見直しや他自治体の参入などにより寄附額は減少したものの、年間●件以上の寄附をいただき、多くの方に応援いただいている。
- ・令和3年度からクラウドファンディングふるさと納税を実施。

・表<中札内村 ふるさと納税の寄附額・寄附件数>

### 5 節 移住・定住の促進

#### 1 移住相談窓口

- ・住宅購入への助成、住宅マスタープラン、公営住宅の整備など、住みやすい村を目指して地域課建設グループが窓口となって住宅整備と定住を促進。
- ・移住相談に対して一か所で受付できるように総務課企画財政グループにワンストップ窓口を整備。その後、空家や空地の情報をすぐに提供できるよう施設課へ窓口を移した。
- ・令和 3 年から村 HP で空き地・空き家バンクを運営。
- ・令和 6 年からは無料職業紹介所を開設。移住しやすい環境に。

#### 2 移住促進協議会(なかさつサポーターズ)

- ・令和 4 年に移住者を中心に結成。村の情報発信や移住ポスター制作、移住フェアへの参加、移住者同士の交流会などを実施。

#### 3 体験住宅

- ・令和 4 年度から改修した教員住宅を活用した移住体験住宅を整備。
- ・家電や寝具などは設置済みであり、村での生活を気軽に体験できる。
- ・利用可能期間は 3 日以上 3 か月以内。利用料 60,000 円/月、2,000 円/日
- ・図<移住体験住宅利用者数推移>

#### 4 各種助成金

- ・平成 12 年に民間賃貸の家賃助成を開始。家賃月 4 万円以上の場合は月額 5000 円、家賃月 2 万 5 千円以上 4 万円未満の場合は家賃の 10%以内を助成。
- ・平成 16 年には、住宅の新築・購入時に借り入れる資金の利子補給を規定した「持家住宅建設促進条例」を廃止。同年、「定住促進条例」を制定し、固定資産税相当額を交付することに。
- ・平成 19 年「定住促進条例」を全部改正。「中札内スタイル住宅建設奨励金」などを追加。
- ・令和 5 年に子育て世代の定住促進のため、定住促進住宅取得奨励金や住宅リフォーム支援金を開始。
- ・表<移住・定住関係の助成額と件数(5年おき)>

## 6 節 交流事業

### 1 ふるさと会

- ・ふるさと会の概要(目的や参加要件など)
- ・村は活動への助成と新規会員への助成を行っている。
- ・新型コロナで交流会が実施できなかった際には村の枝豆を会員に送付した。

#### 【札幌・中札内村ふるさと会】

- ・昭和 46 年から「サッポロふるさと会」として毎年恒例会を開催。
- ・昭和 63 年に有志 6 名を発起人として「札幌・中札内村ふるさと会」発足。
- ・創立 30 周年には記念誌を発刊。村からも祝辞を送った。
- ・令和元年には中札内音頭を復活させた。
- ・令和 3 年の庁舎完成の際はお祝いに電波時計をいただいた。
- ・札幌で実施している物産展へのお手伝いなどを実施。
- ・表<札幌・中札内村ふるさと会役員一覧(令和 9 年 10 月時点)>

#### 【東京・中札内ふるさと会】

- ・平成元年に発足。第一回総会には約 60 名が出席。
- ・年に1回会報を発行。親善旅行、川越での物産展の手伝いなどを実施。
- ・創立 30 周年には中札内村訪問で村民との交流。小学校2校にテントを寄贈。
- ・令和 3 年の庁舎完成の際はお祝いに楯をいただいた。
- ・表<東京・中札内ふるさと会役員一覧(令和 9 年 12 月時点)>

#### 【帯広・中札内会】

- ・平成 6 年に設立準備委員 21 名により発足。
- ・平成 15 年の創立 10 周年に、記念事業として3つのふるさと会が一堂に会する交流会を開催。
- ・創立 20 周年に記念誌制作。村民も参加するふるさと交流パークゴルフ大会開催。
- ・令和 3 年の庁舎完成の際はお祝いにプロジェクターを寄贈いただいた。
- ・創立 30 周年に記念式典を実施。
- ・植樹(平成 26 年度終了)、花いっぱい運動、村民盆踊りへの参加、親睦パークゴルフ大会を実施。
- ・表<帯広・中札内会役員一覧(令和 9 年 3 月時点)>

### 2 川越市

- ・川越市の名誉市民 故相原求一朗氏の美術館が中札内村美術村にオープンしたことがきっかけで交流開始。
- ・平成 14 年(川越市制80周年)に友好都市盟約を締結。
- ・毎年夏には川越市の中学生3年生が「川越市少年の翼」として来村。
- ・令和 5 年までは中学1年生の受入れも実施していた。
- ・グリーン・ツーリズム推進住民会議の協力のもと、芋ほり体験やファームステイなどを実施。
- ・川越市のイベントに例年参加し、村の特産品を販売。
- ・子どもたちの絵画作品を交換展示。
- ・平成 24 年に姉妹友好都市サミット 2012 が開催され、公募村民 1 名を含む 5 名で参加。
- ・令和 4 年、市制施行 100 周年記念姉妹友好都市記念式典が開催され、公募村民 7 名を含む 13 名で参加。
- ・川越市内のデパートでアンテナショップを出店(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

### 3 南砺市(福野町)

- ・南砺市の概要(人口、面積、主要産業など)
- ・昭和 61 年に福野町の物産展で農産物を販売したことをきっかけに「イモ交流」を開始。
- ・昭和 62 年中札内・富山県ふるさと会設立。
- ・青年団が相互訪問して交流会や特産品販売などを実施。
- ・平成 5 年溝口町長から姉妹提携の打診。同年 9 月に仮調印、11 月に正式に調印。
- ・平成 10 年に福野町の小学生が来村した翌年村からも小学生を派遣。児童の交流が開始。
- ・平成 16 年に南砺市に統合された後も交流を継続していたが、児童の減少や高齢化などにより南砺市側の受け入れが難しい状態に。令和5年の村からの派遣を最後に終了。

### 4 国際交流

#### 【アメリカ・ワシントン州エルマ市】

- ・当時英語指導助手だったキャッツァー・ケリーさんの協力により、中学生の相互交流を開始。(中札内村青少年国際交流派遣研修事業)1回目は平成 7 年 3 月に中学生 10 名を派遣、同年 6 月にエルマ中学校から生徒 8 名引率 1 名が来村。
- ・エルマ側のコーディネートが困難になり、平成 27 年 7 月の訪問団受入を最後に終了。

- 【オーストラリア・ニューサウスウェルズ州モルヤ市／クイーンズランド州ブリスベン市】
- ・平成 28 年 3 月に中学生 6 名をモルヤ市へ派遣。翌年 1 月に生徒と引率12人が来村。
  - ・平成 29 年には短期留学という形でオーストラリアのブリスベン市へ派遣。

- 【アメリカ・ハワイ州ホノルル市 エヴァ・マカイ・ミドルスクール】
- ・令和元年 3 月に中学校 2 年生を 7 名派遣、同年 12 月に受け入れ。

### 7 節 広域連携

#### 1 十勝圏複合事務組合

- ・管内 19 市町村の自治体で組織する地方自治法に基づく一部事務組合。
- ・昭和 45 年「十勝広域市町村圏振興協議会」⇒昭和 46 年「十勝圏振興協議会」
- ・平成元年に「帯広市ほか十九町村高等看護学院組合」と統合して「十勝圏複合事務組合」に
- ・平成 9 年に伝染病隔離病舎事務が移管 ※平成 11 年に廃止
- ・平成 19 年に滞納整理事務が追加
- ・平成 30 年にし尿処理・ごみ処理・下水道事業を行う「十勝環境複合事務組合」と統合
- ・現在行っている事務のまとめ(組合規約より)

#### 2 十勝定住自立圏

- ・都市圏への人口流出を食い止めるために、地方圏で安心して暮らせる地域を形成し、人の流れを創出することを目的に設立。
- ・中心市である帯広市が圏域全体に必要な都市機能を整備し、周辺町村は環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用し、相互に役割分担をしながら連携と協力を図り、定住の受け皿となる自立した生活圏域の形成を進めるもの。
- ・中心市と周辺にある町村が「1 対 1」で協定を締結。
- ・定住自立圏共生ビジョンに基づき、医療や福祉、産業振興や防災、環境など様々な分野で連携している。
- ・関連する分野の関係者や地域の代表者の意見を幅広く反映させるために定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催。

#### 3 南十勝夢街道プロジェクト

- ・平成 2 年「サン・サン・サンタの宅急便」開始

- ・平成 5 年南十勝夢街道プロジェクト推進協議会発足。中札内村、更別村、大樹町、広尾町、忠類村(現幕別町)で連携。マスタープラン作成。
- ・過去には広域観光ルート MAP・ポスター・動画の制作、案内看板の設置、イルミネーション、視察研修、講演会、オンライン移住ツアーなどを実施。
- ・十勝ふるさと市町村圏基金(十勝圏複合事務組合が運用)を活用。

### 8 節 開村記念事業

#### 1 開村 60 周年

- ・文化創造センターで記念式典 国歌・村歌の斉唱
- ・上札内地区をロケ地に撮影された映画「熊(くま)の出る開墾地」映画の上映
- ・6月8日 南こうせつコンサート(村、アミューズ・シアター共催)
- ・10月25日 でんじろう先生のサイエンスショー(村、アミューズ・シアター共催)
- ・翌2月2日 「煌(きらめ)き花火会」(実行委員会)  
同日夜 アイスキャンドルのタベ(村保健衛生推進会)

#### 2 開村 70 周年

- ・文化創造センターで記念式典 子ども未来会議、フルートとピアノの演奏、記念映像の上映
- ・プロモーション映像の制作と放映
- ・中札内村 70 年新聞とあいうえおもいで表の制作
- ・村民プール オープニングセレモニー
- ・「ザ・キップーズ」コンサート(文化月間事業)
- ・村民盆踊りのグレードアップ

#### 3 開村 80 周年

- 後日 最新情報を追記

## 3 章 合併協議

### 1 節 平成の大合併

#### 1 地方分権一括法

- ・70年代のオイルショック等により国や地方自治体の財政赤字も膨らむ。
- ・地方公共団体の自主性・自立性を高め、地域の実情に応じた行政サービス実現のために「地方分権」を推進。
- ・平成11年7月に「地方分権一括法」が成立、平成12年4月から施行。
- ・市町村の規模と能力を強化するために、市町村合併を強く推進した。

#### 2 市町村合併の概要

- ・明治の大合併 明治21年71,314市町村⇒明治22年15,859市町村(約22.4%)
- ・昭和の大合併 昭和28年9,868市町村⇒昭和36年3,472市町村(約35.2%)
- ・平成の大合併 平成11年3,229市町村⇒平成22年1,730市町村(約53.6%)  
道内自治体 平成11年212市町村⇒平成21年179市町村 ※北方領土除く  
十勝管内 平成18年2月6日に幕別町と忠類村が合併(合併形態は編入)
- ・合併特例債などの財政措置が平成17年度までだったため、合併は平成17年度に集中。

### 2 節 迫られる選択

#### 1 協議会発足までの経緯

##### 【行政での検討】

- ・北海道が平成12年2月に市町村合併推進要綱検討委員会で合併パターンを提示。  
中札内村が関係するのは、「帯広市、中札内村、更別村」パターンと「中札内村、更別村、忠類村、大樹町(のちに広尾町が追加)」パターンの2種類。
- ・平成13年4月に市町村合併講演会を開催。村民、議員、職員等100人以上の参加。
- ・同年4月庁内に合併検討委員会、ワーキング研究会を設置。合併のメリット・デメリットを検証し、住民へ公表。
- ・平成14年4月人事発令により政策調整課に市町村合併問題専門員(係長職)を設置。
- ・同年4月から「情報宅配便」制度により順次地域へ説明会を実施。

- ・同年4月 講演会「むらづくりと市町村合併」を開催。参加者にアンケートを実施。
- ・図<アンケート結果>
- ・平成14年7月 市町村合併問題について直接住民から電話で意見を募る「まちづくりホットライン」を開設。(利用はゼロ)
- ・十勝1市の提案もあった。
- ・平成16年4月 人事発令により総務財政課長を自立の検討を行う担当者に任命。

### 【住民・議会の活動】

- ・大正村から独立した過去や、帯広市と合併して大正地域や川西地域が衰退したことなどから、自立の道を望む声が多かった。
- ・平成13年7月 市町村合併問題議員懇話会が発足。私的な勉強会として随時開催。
- ・平成13年5月 村民有志により「中札内村の未来をつくる村民ネットワーク(仮称)」結成。更別の「どんぐり八起会」と共同で学習会を開催。
- ・平成14年4月 「なかさつネット」が「市町村合併問題を考える懇談会」を開催。
- ・平成14年8月 更別と共同で市町村合併問題講演会を開催。
- ・平成14年9月 市町村合併問題を考える住民会議開催。「十勝21の会」の呼びかけ。
- ・平成15年3月 中札内・更別・忠類の議員約10人が中札内村で会合。
- ・平成15年3月 「市町村合併をめぐる情勢と課題」と題して講演会を開催。
- ・平成15年5月 臨時会で市町村合併問題調査特別委員会設置を決議。
- ・平成15年6月 「村の自主・自律を考える会」設立。同年12月に提言まとめる。
- ・平成15年7月 なかさつネットが住民アンケートの結果をまとめた。
- ・平成15年9月 自立について検討する組織として「自律のまちづくり会議」を発足。
- ・平成16年1月 合併問題調査特別委員会
- ・平成16年11月 住民投票を目前として「帯広市との合併を進める会」発足。

### 2 自立の中札内村検討委員会

- ・平成16年5月 「自立の中札内村推進検討委員会」の初会合。村が自立した場合の行財政改革の方策、自立のための具体的方策、財政推計などを行う。
- ・村の自立を目指して新しい住民自治組織「仮称・中札内まちづくり会社」の設立を検討。
- ・平成16年9月に報告書をまとめた。「村づくりの重点項目」「当面の行政サービスと住民負担の方向」「財政推計」「自立をめざす今後の取り組み」など全6章で構成。

### 3 他市町村との協議

- ・「南十勝夢街道プロジェクト推進協議会」の人材育成事業として合併先進地視察。
- ・南十勝5町村の首長らによる南十勝町村広域行政検討会議で、各町村ごとに住民参加の合併検討会を立ち上げることに合意。
- ・十勝町村会の内部組織「十勝町村行政のあり方検討会議」を設置。
- ・平成14年10月 帯広、中札内、更別の1市2村の事務レベルでの意見交換会を初開催。
- ・平成15年3月の定例会で、村長が合併協議の相手を帯広市にすべきと表明。
- ・更別村は更別、中札内、忠類の3村での合併を検討。
- ・平成15年5月頃 道が示したパターン以外の独自案1市1町2村(帯広、芽室、中札内、更別)の動きが加速。清水町も参加の意向を示したが了承せず。
- ・平成15年6月 南十勝5町村による任意合併協議会設置を断念。合併後の財政推計が赤字試算だったことなどが影響。
- ・幕別町が南部3村(忠類、更別、中札内)との協議を希望。村は生活圏である帯広を希望する声が多く参加せず。中札内を除いた1町2村で任意合併協議会を設置。
- ・平成15年7月 更別村は幕別町と協議に入る意向のため、帯広、芽室、中札内、更別の1市1町2村の枠組みを断った。更別が抜けた状態で協議を継続。

### 4 合併協議会

- ・平成15年8月 帯広、芽室、中札内の任意合併協議会が発足。事務局は帯広市。専用のHPを開設。村予算は協議費用として308万円計上。村の議員3名も参加。
- ・平成15年9月。新市建設構想の骨子作成。
- ・合併方式や期日、新市名称、事務所所在地の基本4項目について協議。
- ・編入合併か新設合併で意見分かれ、法定協議会への移行に苦戦。
- ・住民約3000人を対象に意向調査を実施。
- ・平成16年2月 芽室町が議会の理解を得られず法定協議会入りを断念。
- ・帯広市から1市1村での協議継続の申し入れ。村内で協議。
- ・平成16年3月 中札内村議会の特別委員会が法定協議会への参加継続を容認。条件は自立検討組織の立ち上げと住民投票。4月臨時会で可決。
- ・平成16年4月 「帯広市・中札内村合併協議会」(法定協議会)の調印。
- ・平成16年6月 市が村を吸収する編入方式、新市名称は帯広市で同意。
- ・平成16年8月 合併特例債の想定事業案23項目を提示。村は宅地分譲造成、桜六花公園整備、中学校校舎体育館改築など、帯広市は屋内スピードスケート場整備、動物園整備など。

- ・平成 16 年 9 月 44の合併協定項目すべての協議を終了。

### 3節 住民投票

#### 1 住民投票までの経緯

- ・住民投票は法定協議会に進むための条件だった。
- ・6 月定例会で「中札内村の合併についての意思を問う住民投票条例」を議決。
- ・平成 16 年 10 月～11 月に、投票の判断材料を提供するため、法定協議会と自立検討委員会の報告書をもとに 22 回の住民説明を実施。参加者延べ 741 人。
- ・村議会の有志議員9人が、合併に前向きな表明をした村長に対して、発言を求める要請書を提出。
- ・11 月19日に投票所の入場券を発送。
- ・告示23日、不在者投票24～27日、投開票28日。
- ・投票所は保健センターと公民館(現上札内交流館)の2カ所。

#### 2 投票結果

- ・当日有権者数3160人、投票者総数2579人、投票率81.61%。
- ・「合併しない」1463票(57.4%)、「合併する」1085票(42.6%)。
- ・開票翌日、村長は住民投票の結果は尊重しなければならないとしつつも、拙速に判断するべきではないと述べる。
- ・12 月 2 日村議会の全員協議会で帯広市との合併協議会から離脱することを表明。

### 4節 自律の道へ

#### 1 総合行政推進委員会

- ・平成 17 年 5 月自立推進プランを審議する諮問機関として、「総合行政推進委員会」を設置。
- ・平成 18 年 6 月「自律推進プラン」の答申案をまとめた。

#### 2 自律推進プラン

- ・平成 18 年 答申案をもとに「自律推進プラン」を策定。
- ・5 つの目標を定め、まちづくり基本条例の策定、住民参加の促進、広域行政の推進など今後の方向性について記載。

- ・これまでの行政サービスを見直し、村民や地域で取り組むべきものや縮小・廃止すべき事業などを整理。
- ・税や使用料などの住民負担や、役場職員の給与見直し、身の丈に合った財政規模を分析。
- ・表<自律推進プランより行政サービスの今後の方向>

### 3 まちづくり基本条例

- ・総合行政推進委員会で審議され、平成 19 年 4 月 1 日に施行。
- ・村の憲法であり、条例の最上位に位置づけられる。
- ・村民、議会、村それぞれの役割や責任を明らかにし、情報共有や政策評価の実施など、住民を巻き込んだ協働によるまちづくりについて規定。

### 4 協働のまちづくり

- ・自律推進プランに基づいた取組をまとめる。(むらづくり塾、むらづくり研修会等)

## 4 章 議会

### 1 節 村議会の概要

#### 1 議員定数

- ・地方自治法第 91 条第 1 項で定数の規定あり。当初は法どおり 16 名。
- ・人口減にともない、昭和 46 年に「中札内村議会議員定数減少条例」で定数 12 名に。  
条例審査特別委員会での協議、アンケート調査を経て決定されている。
- ・平成 14 年に「中札内村議会の議員の定数を定める条例」で 8 名とした。
- ・平成 23 年に地方自治法が改定され、条例で自由に定められるようになった。
- ・表<議員定数の推移>

#### 2 議会の構成

- ・当選後に議会で選挙を行い、議長と副議長を選出する。(地方自治法による)
- ・議会委員会(中札内村議会委員会条例による)
  - 第 1 条～ 常任委員会(総務厚生常任委員 5 名、産業文教常任委員 5 名)
  - 第 4 条～ 議会運営委員会 4 名
  - 第 5 条～ 特別委員会(議会広報特別委員会など) 議会で定数を決定

## 2節 歴代議員(平成以降)

- 1 第 14 回 平成 11 年 5 月～平成 15 年 4 月
- 2 第 15 回 平成 15 年 5 月～平成 19 年 4 月
- 3 第 16 回 平成 19 年 5 月～平成 23 年 4 月
- 4 第 17 回 平成 23 年 5 月～平成 27 年 4 月
- 5 第 18 回 平成 27 年 5 月～令和元年 4 月
- 6 第 19 回 令和元年 5 月～令和 5 年 4 月
- 7 第 20 回 令和 5 年 5 月～令和 9 年 4 月
- 8 第 21 回 令和 9 年 5 月～ 現在

※議員の氏名、議長と副議長の写真を記載

## 3節 議会活動

### 1 視察・研修

・過去の視察について特徴的なものを記載。(視察先、目的など)

### 2 広報活動

・広く村民に議会活動について周知し、関心を持ってもらえるようにする活動。

#### 【議会だより】

- ・広報特別委員会が年 4 回発行し、広報誌への折込で配布。
- ・定例会や臨時会や委員会の活動内容などをまとめたもの。
- ・村ホームページにも掲載している。

#### 【議会中継】

- ・開かれた議会を目指して平成 26 年 6 月定例会よりインターネット上で議会の様子をライブ配信。配信後も動画は保存されていていつでも視聴可能。
- ・当初は Ustream(ユーストリーム)を使用していたが、平成 30 年からは YouTube(ユーチューブ)へ変更。
- ・動画配信時には、視聴者がチャット欄にコメントを書き込み可能。

### 【ホームページ・SNS】

- ・中札内村ホームページに議会のページあり。議員紹介や会議録などを掲載。
- ・令和 6 年 10 月から中札内村議会公式インスタグラムを開設。

### 3 議会改革・活性化

- ・村民の議会活動への参加促進と住民意見の反映を目指した取組。

### 【議会アンケート】

- ・地方議会の在り方についての課題把握や議会の活性化について議論するため、村民へアンケートを実施。令和 2 年、令和 7 年の 2 回。

### 【住民参加型予算制度】

- ・村民と議員がワークショップを行い、村の課題について村民が考える要望、アイデアなどを出し合い、事業化していくもの。
- ・令和 6 年度実施時にはリモートワークスペースの整備、オンデマンドバスの導入、保育園の受入枠の拡充、介護従事者等への助成、歩道の整備と役場前交差点への信号設置について担当課と協議。

### 【しゃべくりカフェ】

- ・令和 6 年度から実施。まちなかキッチンスタジオを活用。
- ・議員が村民から直接話を聞く機会。テーマなどはなく自由に参加可能。

## 5 章 選挙

### 1 節 中札内村選挙管理委員会

#### 1 選挙管理委員会の概要

- ・公正な選挙を行うために、地方自治法第 181 条に基づき自治体に設置されている独立した合議制の執行機関。委員 4 名、任期は 4 年。
- ・「中札内村選挙事務取扱規定」で選挙管理委員会の所管すべき事務を定めている。

#### 2 歴代委員

- ・表<歴代の選挙管理委員会(平成以降)>

## 2節 各選挙の状況

### 1 村長選挙

- ・初代村長からこれまでに●回の選挙。無投票当選は●回。
- ・表<村長選挙 各回選挙結果>

### 2 村議会議員選挙

- ・初代議会からこれまでに●回の選挙。そのうち補欠選挙は●回。
- ・表<村議会選挙 各回選挙結果>

### 3 道知事選挙

- ・表<同知事選挙 各回選挙結果(平成以降)>

### 4 道議会議員選挙

- ・表<村議会選挙 各回選挙結果(平成以降)>

### 5 衆議・参議院議員選挙

#### 【衆議院議員選挙】

- ・昭和 21年の戦後第一回目の選挙より、性別制限の撤廃、選挙権は満 20 歳以上、府県を単位とする「大選挙区制」に。北海道 2 選挙区で十勝は第2区。
- ・昭和 22 年 4 月の第 23 回総選挙から「中選挙区制」、平成 6 年 12 月からは「小選挙区比例代表並立制」に。
- ・表<衆議院議員選挙 各回選挙結果(平成以降)>

#### 【参議院議員選挙】

- ・昭和 22年4月に初の参議院選。、都道府県を選挙区の単位とした地方区選出と全国を一選挙区とした全国区選出。
- ・昭和 57 年の法改正で全国区制が廃止、拘束名簿式比例代表制に。
- ・平成 12 年に非拘束名簿式比例代表制へ。
- ・表<衆議院議員選挙 各回選挙結果(平成以降)>

## 6 章 栄典・表彰

### 1 節 名誉村民

- ・「中札内村名誉村民条例」で規定されており、名誉村民は議決により決定される。
- ・要件は、本村に住所を有し(たことがあり、)村勢の振興と社会文化の興隆、その他公共の福祉増進に貢献した功績が顕著であり、村民が郷土の誇りとして深く尊敬すると認める者であること。
- ・議決により決定され、村の公式の式典への参列や年金の支給など。
- ・表<中札内村名誉村民>

### 2 節 村民荣誉賞・村民特別賞

- ・「中札内村村民荣誉賞条例」で規定されており、表彰選考委員に諮り村長が決定する。
- ・文化やスポーツなどにおいて輝かしい活躍をし、その功績が顕著な者。
- ・表<中札内村村民荣誉賞・特別賞の受賞者>

### 3 節 叙勲・褒章等

- ・叙勲は国家や公共のために功労のあった方を対象に発令されるもので、春秋叙勲や 88 歳に達した機会に実施する高齢者叙勲、功績のある方が亡くなられた際に実施される死亡叙勲などがある。
- ・褒章は褒章は、様々な社会的分野において事績の優れた方を対象に発令される。
- ・表<叙勲者・褒章者(平成 9 年以降)>

### 4 節 功労者表彰

- ・中札内村表彰条例で規定。表彰の基準は施行規則に定める。
- ・表<表彰者(平成9年以降)>